

登録申請書・登録内容変更取消届を記入する際の注意事項

燕市生涯学習人材バンクに講師登録される場合

●登録要件（①、②のどちらも満たす方）

- ①市内に在住又は在勤し、講師ができる18歳以上の個人又は団体
- ②文化、芸術、芸能、スポーツ、教育、レクリエーション等に精通し、市民にその知識又は技術を指導できる個人又は団体

●登録方法

燕市生涯学習人材バンク登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、社会教育課生涯学習推進係（燕市役所3階15番窓口）へご提出ください。

燕市生涯学習人材バンクの登録内容を変更または削除したい場合

燕市生涯学習人材バンク登録内容変更・取消届に氏名と変更箇所をご記入のうえ、社会教育課生涯学習推進係へご提出ください。



※登録申請書・登録内容変更届における指導地域の記入について

- ・指導が可能な地域をすべてご記入ください。
- ・指導地域における「市外」とは、「新潟市」、「三条市」、「新発田市」、「加茂市」、「五泉市」、「阿賀野市」、「胎内市」を指します（令和4年4月1日現在）。

【記入例】

指導地域	・市内全域 ○（燕）地区 ○市外（三条市、加茂市、西蒲区、南区） ・どこでも可
------	-----------------------------------------------